伊勢市条例第号

伊勢市議会基本条例の一部を改正する条例

伊勢市議会基本条例(平成 29 年伊勢市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

第 25 条を第 26 条とし、第 24 条を第 25 条とし、第 23 条を第 24 条とし、第 22 条を次のように改める。

(議会事務局)

第23条 議会は、政策立案能力の向上並びに議会活動の円滑化及び効率化を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

第 21 条を第 22 条とし、第 8 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰下げ、第 7 条第 2 項中「表明することができる」を「表明するとともに、会派間での合意形成に努めるものとする」に改め、同条を第 8 条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(政策立案及び政策提言)

第6条 議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化 に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市 長等に対し、政策提言を行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## (説 明)

これは、市政に対する政策立案及び政策提言等に関する規定を整備するため、条例を改正しようとするものである。

## (参 考)

改正後	改正前	
(議会の活動原則)	(議会の活動原則)	
第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき	第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき	
活動しなければならない。	活動しなければならない。	
(1) 略	(1) 略	
(2) 略	(2) 略	
(3) 略	(3) 略	
(4) 市政に対する政策立案及び政策提		
言に積極的に取り組むこと。		
<u>(5)</u> 略	<u>(4)</u> 略	
(政策立案及び政策提言)		
第6条 議会は、政策水準の向上を図るた		
め、政策立案機能の強化に努め、政策条		
例の提案、決議等の政策立案を行うとと		
もに、市長等に対し、政策提言を行うも		
<u>のとする。</u>		
<u>第7条</u> 略	<u>第6条</u> 略	
(会派)	(会派)	
<u>第8条</u> 略	<u>第7条</u> 略	
2 会派は、政策の立案、決定、提言等にお	2 会派は、政策の立案、決定、提言等にお	
いて議論を尽くし、その意思を <u>表明する</u>	いて議論を尽くし、その意思を <u>表明する</u>	
とともに、会派間での合意形成に努める	<u>ことができる</u> 。	
<u>ものとする</u> 。		
<u>第 9 条</u> 略	<u>第 8 条</u> 略	
<u>第 10 条</u> 略	<u>第 9 条</u> 略	

第 11 条	略	第 10 条	略
第 12 条	略	第 11 条	略
第 13 条	略	第 12 条	略
第 14 条	略	第 13 条	略
第 15 条	略	第 14 条	略
第 16 条	略	第 15 条	略
第17条	略	第 16 条	略
第 18 条	略	第17条	略
第 19 条	略	第 18 条	略
第 20 条	略	第 19 条	略
第 21 条	略	第 20 条	略
第 22 条	略	第 21 条	略
(議会事務局)		(議会事務局)	
第 23 条 議会は	、政策立案能力の向上並	第 22 条	議会は、議員の政策の形成及び立
びに議会活動の	D円滑化及び効率化を図る	案を補助する組織として、議会事務局の	
ため、議会事務局の調査及び法務機能の		調査及び法務の機能の充実及び強化を図	
<u> 充実強化並びに組織体制の整備に努める</u>		<u>るよう努めるものとする。</u>	
<u>ものとする。</u>			
第 24 条	略	第 23 条	略
第 25 条	略	第 24 条	略
第 26 条	略	第 25 条	略